二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月五日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成二年二月十六日農林水産省告示第百八十六号（三に係るものに限る。）、平成十一年二月五日農林水産省告示第百九十七号（五に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁並びに関係市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月五日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字白樫二二五、二七四の四、大瀬戸町雪浦河通郷字焼山平三三九の二、大瀬戸町雪浦幸物郷字エスカリ四一八の一、四一八の四から四一八の九まで、字音無四七七の一から四七七の三まで、大瀬戸町多以良内郷字草木原八四八の一から八四八の三まで、長崎市三重田町九一〇から九一八まで、九一九の一、九一九の二、九二〇、九二一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月五日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市尾崎字上山五三の四四、五三の四五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月五日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市大屋町蔵垣字奥山二五二の一、二五二の二、二五二の四から二五二の九まで、二五三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月五日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市大屋町横行字中山一六の二（次の図に示す部分に限る。）、一六の一二、一六の二一、一六の二三六、一六の六八八、一六の六九一、一六の六九二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十九号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。
平成二十二年七月五日
経済産業大臣　直嶋　正行

一　登録認証機関の名称　財団法人ベターリビング
二　変更しようとする事務所の名称　財団法人ベターリビング
三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	東京都千代田区富士見二丁目14番36号	東京都千代田区富士見二丁目7番2号

○国土交通省告示第七百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年七月五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月五日
国土交通大臣　前原　誠司

路線名　中央自動車道西宮線
道路の区域

区間	変更前	変更後	備考
甲斐市大下条字泉尻五六〇番から同市大下条字泉尻五四六番一まで	敷地の幅員	最大 六二	（メートル）
		最小 四三	（メートル）
後	前	最大 六二	二六
	後	最小 四三	